



島根県報

令和8年4月1日（水）

号外 第 5 0 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	〔学校企画課 教育連携推進課〕	2
島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則	(学校企画課)	2
島根県立高等学校授業料等減免取扱規則の一部を改正する規則	(")	2

教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第13号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第21条の13中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 業務量管理・健康管理確保措置の実施に関すること。

第39条第2項中「次の各号に掲げる」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の規定による申請（次項において「受給資格申請」という。）を行った日の属する月から当該申請に対する受給資格認定に係る通知があった日の属する月（以下この項及び次項において「通知月」という。）までに納付すべき額を納付する」に、「当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間」を「通知月の翌月の1日から26日までの間」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「次の各号に掲げる」を「受給資格申請を行った年度に納付すべき受講料を納付する」に、「当該場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとき」を「通知月の翌月の1日から26日までの間」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第14号

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「次の各号に掲げる」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の規定による申請を行った年度に納付すべき受講料を納付する」に、「当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとき」を「当該申請に対する受給資格認定に係る通知があった日の属する月の翌月の1日から26日までの間」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県立高等学校授業料等減免取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第15号

島根県立高等学校授業料等減免取扱規則の一部を改正する規則

島根県立高等学校授業料等減免取扱規則（昭和43年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「。次項第1号において「就学支援金支給法」という。」を削り、同条第3項中「次の各号のいずれかに該当する」を「前項に規定する者との均衡を考慮し、島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。